

広島県公安委員会告示第 27 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 15 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
9 S01 97	告示の日 (平成 31 年 4 月 15 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S スーパードラゴ ン NO	ネット株式会社 代表取締役 国本 貴志 (大阪府大阪市中央区島之 内一丁目 22 番 17 号)	左同
9 P01 84	同上	ぱちんこ 遊技機	P 白魔女学園 V 2 B	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同